

特殊詐欺防止機能の付いた電話機等の購入を補助します

○補助対象となる方

町内に住所のある65歳以上のみの方からなる世帯

○補助対象となる機器

固定電話機に接続して使用する通話録音装置及び着信拒否装置、上記の機能を備えた固定電話機

※ただし、町内業者から購入するものに限りです

○補助金額

対象機器の購入及び設置費の2分の1

補助限度額 10,000円

○申込・問い合わせ先

購入を希望される方は、事前に下記までお問い合わせください。

町民課住民グループ ☎01392-2-3131



今年も木古内町特産品販路拡大・開発支援事業の受付を行います！

○木古内町特産品販路拡大・開発支援事業とは

木古内町内の事業者が製品の販路拡大を目的とし、商談会などに参加する経費や当町の資源を活用した特産品の開発経費を支援する事業です。

【募集期間】

令和5年5月1日（月）～令和5年12月29日（金）

※申請額が予算額に達した時点で申込を締め切ります

【応募資格】

木古内町内に住所がある企業・個人事業主

【支援内容】

（1）販路拡大支援事業

（補助率1/2以内・上限額5万円）

- 出展料
- 会場経費（装飾・備品使用料など）
- 広報物制作費（当該商談会などで使用するものに限る）
- 出展物の搬送費
- 出展のための旅費（交通費・宿泊費は1事業者2名まで）

（2）特産品開発支援事業

（補助率1/2以内・上限額25万円）

- 原材料及び副資材の購入に要する経費
- 商品の立案、パッケージデザインなどに係る開発経費及び委託料
- 販路開拓（パンフレット・ポスター・のぼりなど）
- 試作品の品質検査に係る経費など

【応募方法】

町ホームページ又は役場産業経済課に備え付けの応募申込書に必要事項を記入し、提出してください。提出いただいた申込書については書類審査を行います。

※応募は（1）、（2）それぞれ、1事業者において同一年度に1回限りとします。

■申込み・お問い合わせ先：産業経済課 商工観光創生室 ☎ 01392-2-3131